

[別紙3]

ご本人の確認書類について

会社は、「個人情報保護法第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示」を請求された場合、データ漏えい防止の観点から、ご本人の確認書類の提出をお願いしている。代理人が請求する場合は、ご本人及び代理人両方の確認書類が必要となる。また、15 歳未満の未成年者の請求は、本人が直接行なうことは出来ない。従って、法定代理人（民法第 818 条に規定の親権者）に示す代理人からの請求が必要となる。各々の確認書類は、下記を参照のこと。

記

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれない。また、(写し)とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれない。

【ご本人の場合】

有効期間内の下記書類、いずれか 1 通が必要となる。

- 運転免許証のコピー(本籍地の項目は、不必要。油性ペン等で消去下さい。)

注) 現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要。

- 住民基本台帳カードのコピー

注) 「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[Bタイプ]。

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要。

- 旅券(パスポート)のコピー

日本国内で発行されたもので、顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要。

- 国民年金手帳のコピー

- 各種福祉手帳のコピー

- 各種健康保険証(プラスチック製のものを含む)のコピー

注) 住所欄は必ず現住所を記入。消去できない油性ペン等で記入。

- 外国人登録原票の写し[外国人の場合]

【法人の成年後見人の場合】

- 法人登記簿謄本・抄本・法人登記事項証明書（写し）のいずれか

【代理人の場合】

- (a). 法定代理人（民法第 818 条に規定の親権者）
- 戸籍謄本・抄本（写し）など本人との関係を証する書類
- (b). 法定代理人（民法第 8 条、第 843 条に規定の成年後見人）
- （成年後見）登記事項証明書（写し）
- (c). 法定代理人（民法第 839 条、第 840 条に規定の未成年後見人）
- （未成年後見）登記事項証明書（写し）
- (d). 任意代理人（本人が 15 歳以上であること）
- 本人が自署、押印した委任状（原本）

住所： 〒140-0013
東京都品川区南大井 6-26-3
大森ベルポート D 館 10・16・17F
株式会社 日立社会情報サービス
電話：03-5471-2345